



神戸市公報

発行所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
 神戸市役所
 編集兼印刷発行人 神戸市長
 発行日 毎週火曜日

目次

種類	件名	所管部署	ページ
規則	神戸市立水産会館条例施行規則の一部を改正する規則	経済観光局農水産課	1
告示	土壤汚染対策法第11条第1項に基づく「形質変更時要届出区域」の指定	環境局環境保全課	3
告示	指定公金事務取扱者の指定及び公金事務の委託(日本コンベンションサービス株式会社)	地域協働局地域協働課	5
告示	地縁による団体の認可についての告示事項の変更(白水自治会ほか)	地域協働局地域活性課	6
告示	生活保護法等による医療機関の指定	福祉局くらし支援課	8
告示	生活保護法等による指定医療機関の事業の廃止	福祉局くらし支援課	10
告示	生活保護法等による施術者の指定	福祉局くらし支援課	11
告示	生活保護法等による指定施術者の事業の廃止	福祉局くらし支援課	12
告示	介護保険法に基づく指定居宅サービス等事業者の指定	福祉局監査指導課	13
告示	介護保険法に基づく指定居宅サービス等事業者の廃止	福祉局監査指導課	18
告示	介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定	福祉局監査指導課	22
告示	介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の廃止	福祉局監査指導課	24
告示	介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者等の指定	福祉局監査指導課	25
告示	介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者等の廃止	福祉局監査指導課	27
告示	介護保険法に基づく介護老人保健施設の指定	福祉局監査指導課	28
告示	介護保険法に基づく介護老人保健施設の廃止	福祉局監査指導課	29
告示	徴収委託(有料公園施設使用料)	建設局公園部管理課	30
告示	徴収事務(総合運動公園サブ球場使用料)	建設局公園部管理課	31
告示	徴収委託(苔谷公園体育館使用料)	建設局公園部管理課	32
告示	放置自転車等の撤去及び保管	建設局垂水建設事務所	33
告示	放置自転車等の撤去及び保管	建設局西部建設事務所	35
告示	道路法による道路の区域変更・供用開始(市道 西垂水123号線ほか)	建設局道路管理課	37
告示	道路法による道路の区域変更・供用開始(市道 長田方面第162-1号線)	建設局道路管理課	38
告示	神戸市神鉄シニア利用促進パスに関する販売業務	都市局交通政策課	39
告示	令和8年度 神戸市神鉄シニア利用促進パス販売等委託業務	都市局交通政策課	40
告示	令和8年度 神戸市神鉄シニア利用促進パス“神鉄シーパスワンplus”阪神電車サービスセンターにおける販売委託業務	都市局交通政策課	41
告示	令和8年度 神戸市神鉄シニア利用促進パス“神鉄シーパスワン北神”神戸市営地下鉄三宮駅定期券発売所における販売委託業務	都市局交通政策課	42
公告	都市公園の設置(三番町二丁目希望公園)	建設局公園部管理課	43

令和8年4月21日 神戸市公報第3959号

種類	件名	所管部署	ページ
公告	開発行為に関する工事の完了(長田区萩乃町2丁目)	都市局都市計画課	44
公告	建築協定書の公開による意見の聴取(舞多聞東3丁目地区建築協定)	建築住宅局建築指導部 建築安全課	45
区役所	自動車臨時運行許可番号標の失効	中央区総務部市民課	46
水道局	神戸市水道局会計規程及び水道局副局長等専決規程の一部を改正する規程	水道局経営企画課	47
市税事務所	個人の市民税の控除の対象となる寄附金に係る法人の指定について(特定非営利活動法人ローンボウルズ日本)	行財政局税務部市民税 企画課	58
市税事務所	個人の市民税の控除の対象となる寄附金に係る法人の指定について(特定非営利活動法人 Dull Boi Academy)	行財政局税務部市民税 企画課	59

神戸市立水産会館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年4月21日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第1号

神戸市立水産会館条例施行規則の一部を改正する規則

神戸市立水産会館条例施行規則（昭和56年8月規則第48号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（使用料の納付）</p> <p>第5条 条例第10条ただし書に規定する規則で定める特別の理由があるときは、次に掲げるときとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p><u>(2) 神戸市地域サービス情報システムの利用により許可を受けて施設を使用するとき。</u></p> <p><u>(3) [略]</u></p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 [略]</p> <p style="text-align: center;">（指定管理者不在等期間における会</p>	<p style="text-align: center;">（使用料の納付）</p> <p>第5条 条例第10条ただし書に規定する規則で定める特別の理由があるときは、次に掲げるときとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p><u>(2) [略]</u></p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 [略]</p> <p style="text-align: center;">（指定管理者不在等期間における会</p>

館の管理に関する業務)

2 市長が指定管理者の指定を取り消し、指定管理者が解散し、その他指定管理者がいなくなった場合又は市長が指定管理者の業務の停止を命じた場合は、その時からその直後に指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了する時までの間（以下「指定管理者不在等期間」という。）における第5条第3号、第6条第2号、第7条第4号、第8条第6号、第9条第2項並びに第10条第1項第3号及び第2項の規定の適用については、第5条第3号中「条例第17条第1項に規定する指定管理者（以下単に「指定管理者」という。）」とあるのは「市長」と、第6条第2号、第7条第4号、第8条第6号、第9条第2項並びに第10条第1項第3号及び第2項の規定中「指定管理者」とあるのは「市長」とする。

3 [略]

館の管理に関する業務)

2 市長が指定管理者の指定を取り消し、指定管理者が解散し、その他指定管理者がいなくなった場合又は市長が指定管理者の業務の停止を命じた場合は、その時からその直後に指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了する時までの間（以下「指定管理者不在等期間」という。）における第5条第2号、第6条第2号、第7条第4号、第8条第6号、第9条第2項並びに第10条第1項第3号及び第2項の規定の適用については、第5条第2号中「条例第17条第1項に規定する指定管理者（以下単に「指定管理者」という。）」とあるのは「市長」と、第6条第2号、第7条第4号、第8条第6号、第9条第2項並びに第10条第1項第3号及び第2項の規定中「指定管理者」とあるのは「市長」とする。

3 [略]

附 則

この規則は、令和8年6月1日から施行する。

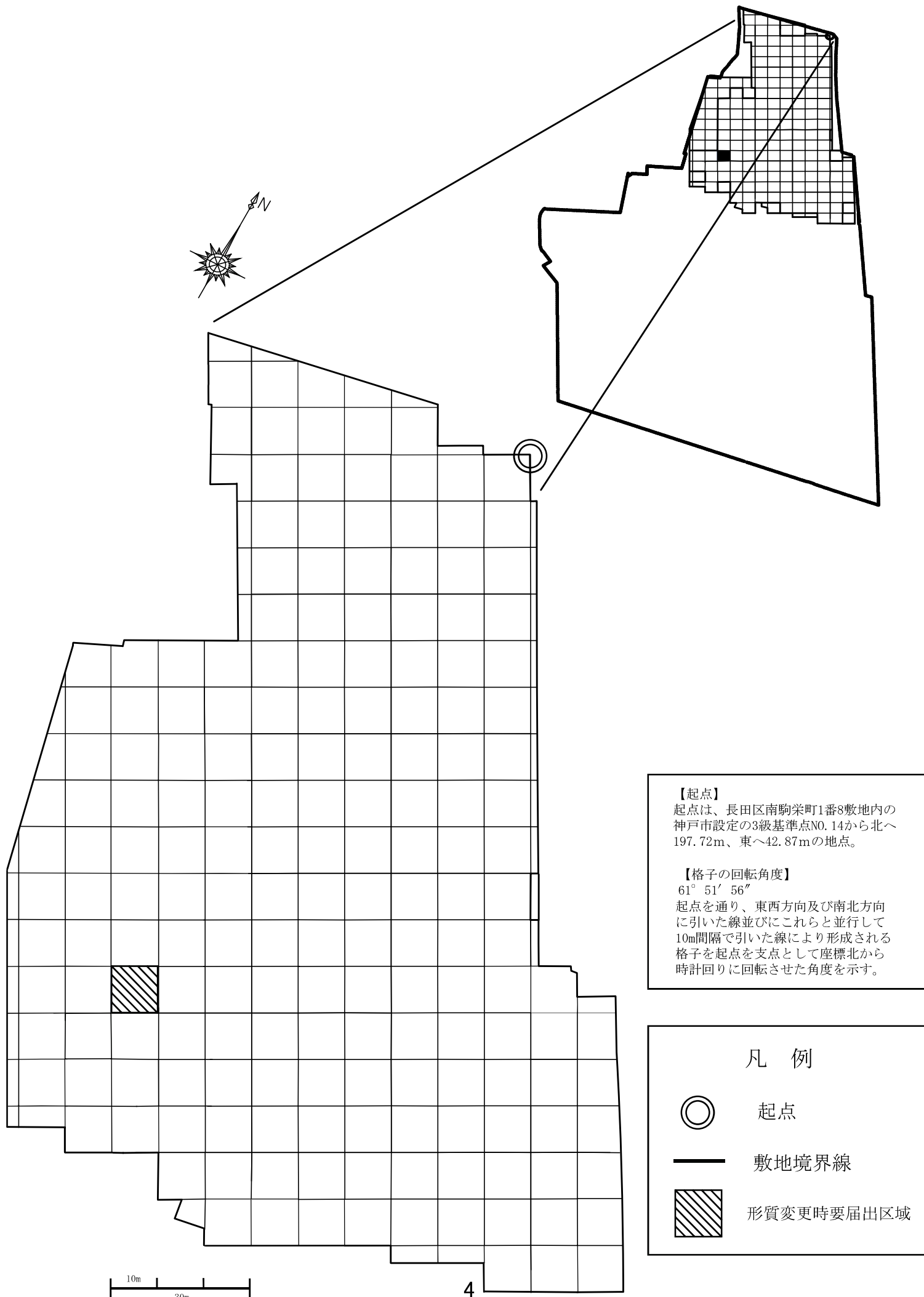
神戸市告示第25号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域を、次のとおり形質変更時要届出区域に指定する。

令和8年4月8日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 指定する区域
長田区南駒栄町1番8の一部
（別図のとおり）
- 2 特定有害物質の名称
シアン化合物



神戸市告示第 46 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定に基づき、次のとおり指定公金事務取扱者を指定したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 8 年 4 月 14 日

神戸市長 久 元 喜 造

1 業務名

多文化交流員制度の管理運営・国際交流事業の企画運営業務における多文化交流員の報酬および交通費の支出業務

2 指定公金事務取扱者

(1) 名 称 日本コンベンションサービス株式会社
代表取締役社長 近浪 弘武

(2) 事務所の所在地 東京都千代田区霞が関 1-4-2 大同生命霞が関ビル 18 階

3 指定公金事務取扱者として指定した日

令和 8 年 4 月 9 日

4 指定公金事務取扱者に公金事務を委託した日

令和 8 年 4 月 15 日

5 委託する期間

令和 8 年 4 月 15 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

6 指定公金事務取扱者へ委託する公金事務の内容

(1) 多文化交流員制度の管理運営・国際交流事業の企画運営業務における多文化交流員の報酬および交通費の支出業務

7 連絡先

(1) 担当 神戸市地域協働局地域協働課

(2) 電話 0 7 8 (3 2 2) 6 5 8 3

神戸市告示第48号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、白水自治会、南場自治会、二ツ屋自治会、丸塚自治会、西脇自治会、中自治会について、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和8年4月21日

神戸市長 久元喜造

1 届け出た地縁による団体

名称	白水自治会	南場自治会	二ツ屋自治会
主たる事務所	神戸市西区白水2丁目6番10号	神戸市西区岩岡町古郷928番地の8	神戸市西区二ツ屋1丁目9番1号
代表者の氏名	秋定 一憲	上月 幹雄	吉川 吉次
代表者の住所	神戸市西区白水3丁目3番35号	神戸市西区岩岡町古郷857番地の1	神戸市西区二ツ屋1丁目19番3号

名称	丸塚自治会	西脇自治会	中自治会
主たる事務所	神戸市西区丸塚1丁目16番2号	神戸市西区岩岡町西脇字山ノ神279番地の4	神戸市北区山田町中字合ノ元21番地
代表者の氏名	北井 伸彦	佐藤 洋彰	津山 裕昭
代表者の住所	神戸市西区丸塚1丁目16番5号	神戸市西区岩岡町西脇948番地の2	神戸市北区山田町中字合ノ元19番地の1

2 変更があった事項及びその内容、変更年月日

(1) 白水自治会

令和7年4月1日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	山崎 秀樹	山本 茂樹
代表者の住所	神戸市西区白水2丁目4番20号	神戸市西区白水1丁目23番9号

令和8年1月11日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	山本 茂樹	秋定 一憲
代表者の住所	神戸市西区白水1丁目23番9号	神戸市西区白水3丁目3番35号

(2) 南場自治会

令和8年1月11日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	碓永 利文	上月 幹雄
代表者の住所	神戸市西区岩岡町古郷906番地の2	神戸市西区岩岡町古郷857番地の1

(3) 二ツ屋自治会

令和8年4月1日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	北井 達郎	吉川 吉次
代表者の住所	神戸市西区二ツ屋1丁目20番27号	神戸市西区二ツ屋1丁目19番3号

(4) 丸塚自治会

令和8年4月1日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	人見 雅哉	北井 伸彦
代表者の住所	神戸市西区丸塚1丁目13番11号	神戸市西区丸塚1丁目16番5号

(5) 西脇自治会

令和8年4月1日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	藤田 伸之	佐藤 洋彰
代表者の住所	神戸市西区岩岡町西脇1010番地	神戸市西区岩岡町西脇948番地の2

(6) 中自治会

令和8年3月15日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	戸田 善久	津山 裕昭
代表者の住所	神戸市北区山田町中字合ノ元19番地の2	神戸市北区山田町中字合ノ元19番地の1

神戸市告示第49号

次の医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の指定をしたので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和8年4月21日

神戸市長 久元喜造

名称	所在地	指定年月日
尾原病院	神戸市須磨区妙法寺字荒打308番地の1	令和8年3月1日
医療法人社団慧誠会岩崎内科クリニック	神戸市兵庫区中道通5丁目1番10号	令和8年3月9日
阪本美佐子メンタルクリニック	神戸市灘区宮山町3丁目3番1号	令和8年3月1日
ふせの内科・糖尿病・循環器クリニック	神戸市北区北五葉1丁目5番1号	令和8年3月1日
須永歯科医院	神戸市北区有馬町266番地の1	令和8年2月3日
にのみや歯科医院	神戸市中央区二宮町3丁目5番15号	令和8年3月1日
訪問看護ステーションオレンジ西神戸	神戸市西区上新地2丁目3番1号	令和8年2月1日
訪問看護ステーションカラフル	神戸市西区南別府1丁目21番1号	令和8年4月1日
訪問看護ステーションふらっと神戸西	神戸市西区池上3丁目7番1号	令和8年2月1日
SmiLoop 訪問看護ステーション神戸西ステーション	神戸市西区伊川谷町有瀬31番地の1	令和8年4月1日
W A C (We are challenging) クリニック	神戸市長田区大橋町6丁目1番1号	令和8年4月1日
はなこころのクリニック	神戸市須磨区平田町5丁目13番1号	令和8年4月1日
ひろまさクリニック	神戸市東灘区御影3丁目1番11号	令和8年4月1日
やまだ内科・糖尿病クリニック	神戸市東灘区御影1丁目14番25号	令和8年4月1日
シスター薬局阪神御影店	神戸市東灘区御影中町3丁目1番19号	令和8年4月1日

令和8年4月21日 神戸市公報第3959号

もりたこどもクリニック	神戸市兵庫区浜崎通3番15号	令和8年4月1日
うみあかりクリニック	神戸市兵庫区浜崎通3番15号	令和8年4月1日
きりづき整形外科リハビリ クリニック	神戸市兵庫区浜崎通3番15号	令和8年4月1日
アリス訪問看護ステーショ ン	神戸市中央区二宮町2丁目13番28号	令和8年3月24 日
神戸リハケア訪問看護ステ ーション	神戸市長田区浪松町2丁目2番19号	令和8年4月1日
ウエルシア薬局 兵庫駅前 店	神戸市兵庫区浜崎通3番15号	令和8年4月1日
ラファ愛の園訪問看護ステ ーション	神戸市長田区丸山町2丁目3番17号	令和8年3月1日
レモン薬局 神戸学園都市 駅前店	神戸市西区学園西町1丁目1番1号	令和8年4月1日

令和8年4月21日 神戸市公報第3959号

神戸市告示第50号

次の指定医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定医療機関の事業を廃止したとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和8年4月21日

神戸市長 久元喜造

名称	所在地	廃止年月日
平原泌尿器科医院	神戸市兵庫区湊川町4丁目8番14号	令和8年2月28日
東野皮膚科医院	神戸市灘区水道筋5丁目2番10号	令和8年2月28日
神戸元町県庁前クリニック	神戸市中央区北長狭通4丁目6番15号	令和8年2月28日
森寺歯科	神戸市中央区港島中町3丁目1番2号	令和8年1月6日
看護クラーク神戸垂水	神戸市西区白水3丁目3番8号	令和8年3月31日

神戸市告示第51号

次の施術者について、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条において準用する同法第 49 条および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の指定をしたので、生活保護法第 55 条の 3 の規定により告示する。

令和 8 年 4 月 21 日

神戸市長 久 元 喜 造

1. はり・きゅう師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	指定年月日
吉田 蛍（訪問鍼灸 たか 兵庫治療院）	吉田 蛍	神戸市兵庫区上沢通 7 丁目 1 番 9 号	令和 8 年 1 月 22 日
吉田 蛍（訪問鍼灸 たか）	吉田 蛍	神戸市北区鈴蘭台西町 5 丁 目 16 番 1 号	令和 8 年 1 月 22 日

神戸市告示第52号

次の指定を受けた施術者について、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条において準用する同法第 50 条の 2 および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定により、当該指定を受けた施術者の事業を廃止したとして届出があったので、生活保護法第 55 条の 3 の規定により告示する。

令和 8 年 4 月 21 日

神戸市長 久 元 喜 造

1 はり・きゅう師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	指定年月日
岡尾 昌慈（訪問 鍼灸たか 兵庫 治療院）	岡尾 昌慈	神戸市兵庫区上沢通 7 丁目 1 番 9 号	令和 8 年 1 月 22 日

令和8年4月21日 神戸市公報第3959号

神戸市告示第53号

次の事業者について、介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文及び第53条第1項本文並びに第46条第1項本文及び第58条第1項本文の事業者の指定をしたので、同法第78条及び第115条の10並びに第85条及び第115条の30の規定により告示する。

令和8年4月21日

神戸市長 久元喜造

介護保険事業所番号	事業所等の名称	事業所の所在地	指定申請者の名称	指定申請者の所在地	指定年月日	サービス種類
2860190582	訪問看護ステーション 東灘さんさん	兵庫県神戸市東灘区住吉本町一丁目5-11石本ビル201号室	株式会社菩提樹	兵庫県神戸市灘区城内通四丁目4番2号	令和8年3月1日	介護予防訪問看護
2860190582	訪問看護ステーション 東灘さんさん	兵庫県神戸市東灘区住吉本町一丁目5-11石本ビル201号室	株式会社菩提樹	兵庫県神戸市灘区城内通四丁目4番2号	令和8年3月1日	訪問看護
2860890652	春風訪問看護ステーション	兵庫県神戸市垂水区舞多聞西8丁目10番3号	はる風合同会社	兵庫県神戸市垂水区舞多聞西8丁目10番3号	令和8年3月1日	介護予防訪問看護
2860890652	春風訪問看護ステーション	兵庫県神戸市垂水区舞多聞西8丁目10番3号	はる風合同会社	兵庫県神戸市垂水区舞多聞西8丁目10番3号	令和8年3月1日	訪問看護
2865290759	Sun+訪問看護ステーション	兵庫県神戸市西区森友一丁目12番地ビタミンテラス枝吉101	合同会社Honest-25	兵庫県明石市松江562番地の1 プレステージ明石松江302	令和8年3月1日	介護予防訪問看護

令和8年4月21日 神戸市公報第3959号

2865290759	S u n + 訪 問看護ステ ーション	兵庫県神戸 市西区森友 一丁目12 番地ビタミ ンテラス枝 吉101	合同会社H o n e s t - 25	兵庫県明石 市松江562 番地の1 プレステー ジ明石松江 302	令和8年3 月1日	訪問看護
2870104086	イリーゼ神 戸青木	兵庫県神戸 市東灘区青 木4番26 号	株式会社H I T O W A	東京都港区 港南二丁目 15番3号	令和8年3 月1日	介護予防特 定施設入居 者生活介護
2870104086	イリーゼ神 戸青木	兵庫県神戸 市東灘区青 木4番26 号	株式会社H I T O W A	東京都港区 港南二丁目 15番3号	令和8年3 月1日	特定施設入 居者生活介 護
2870104094	株式会社森 川貫一商店	兵庫県神戸 市東灘区住 吉南町4丁 目1番7号	株式会社森 川貫一商店	兵庫県神戸 市東灘区住 吉南町4丁 目1番7号	令和8年3 月1日	介護予防福 祉用具貸与
2870104094	株式会社森 川貫一商店	兵庫県神戸 市東灘区住 吉南町4丁 目1番7号	株式会社森 川貫一商店	兵庫県神戸 市東灘区住 吉南町4丁 目1番7号	令和8年3 月1日	特定介護予 防福祉用具 販売
2870104094	株式会社森 川貫一商店	兵庫県神戸 市東灘区住 吉南町4丁 目1番7号	株式会社森 川貫一商店	兵庫県神戸 市東灘区住 吉南町4丁 目1番7号	令和8年3 月1日	特定福祉用 具販売
2870104094	株式会社森 川貫一商店	兵庫県神戸 市東灘区住 吉南町4丁 目1番7号	株式会社森 川貫一商店	兵庫県神戸 市東灘区住 吉南町4丁 目1番7号	令和8年3 月1日	福祉用具貸 与

令和8年4月21日 神戸市公報第3959号

2870203292	特別養護老人ホーム 灘六甲ちどり	兵庫県神戸市灘区鶴甲 1丁目4番21号	社会福祉法人晋栄福祉会	大阪府門真市北島町 12番20号	令和8年3月1日	介護予防短期入所生活介護
2870203292	特別養護老人ホーム 灘六甲ちどり	兵庫県神戸市灘区鶴甲 1丁目4番21号	社会福祉法人晋栄福祉会	大阪府門真市北島町 12番20号	令和8年3月1日	短期入所生活介護
2870203409	イリーゼ神戸六甲	兵庫県神戸市灘区篠原本町6-3	株式会社HITOWA	東京都港区港南二丁目 15番3号	令和8年3月1日	介護予防特定施設入居者生活介護
2870203409	イリーゼ神戸六甲	兵庫県神戸市灘区篠原本町6-3	株式会社HITOWA	東京都港区港南二丁目 15番3号	令和8年3月1日	特定施設入居者生活介護
2870203417	みのりケアステーション	兵庫県神戸市灘区神前町1-2 -21-101	合同会社トゥルーライズ	兵庫県神戸市中央区脇 浜海岸通四丁目3番8 -706号	令和8年3月1日	訪問介護
2870504293	介護ステーションシェルメール	兵庫県神戸市兵庫区大開通二丁目 3-6メゾンユニバー ル202	株式会社COMPASS	兵庫県神戸市兵庫区大開通二丁目 3-6メゾンユニバー ル202	令和8年3月1日	訪問介護
2870504301	ベストバディ	兵庫県神戸市兵庫区荒田町2丁目 15番15号 -203号室	合同会社ベストバディ	兵庫県神戸市垂水区塩屋北町2丁目 10番8号	令和8年3月1日	訪問介護

令和8年4月21日 神戸市公報第3959号

2870604069	アシストサービス	兵庫県神戸市長田区日吉町6丁目6番18号	有限会社ジー・アシスト	兵庫県神戸市須磨区松風町三丁目1番1-608	令和8年3月1日	訪問介護
2870703796	つかさ在宅ケアセンター	兵庫県神戸市須磨区妙法寺字荒打308-1	一般財団法人神戸マリーナーズ厚生会	兵庫県神戸市中央区中山手通7丁目3-18	令和8年3月1日	居宅介護支援
2870703804	介護老人保健施設コスモス苑	兵庫県神戸市須磨区妙法寺字荒打308-1	一般財団法人神戸マリーナーズ厚生会	兵庫県神戸市中央区中山手通7-3-18	令和8年3月1日	介護予防短期入所療養介護
2870703804	介護老人保健施設コスモス苑	兵庫県神戸市須磨区妙法寺字荒打308-1	一般財団法人神戸マリーナーズ厚生会	兵庫県神戸市中央区中山手通7-3-18	令和8年3月1日	介護予防通所リハビリテーション
2870703804	介護老人保健施設コスモス苑	兵庫県神戸市須磨区妙法寺字荒打308-1	一般財団法人神戸マリーナーズ厚生会	兵庫県神戸市中央区中山手通7-3-18	令和8年3月1日	介護予防訪問リハビリテーション
2870703804	介護老人保健施設コスモス苑	兵庫県神戸市須磨区妙法寺字荒打308-1	一般財団法人神戸マリーナーズ厚生会	兵庫県神戸市中央区中山手通7-3-18	令和8年3月1日	短期入所療養介護
2870703804	介護老人保健施設コスモス苑	兵庫県神戸市須磨区妙法寺字荒打308-1	一般財団法人神戸マリーナーズ厚生会	兵庫県神戸市中央区中山手通7-3-18	令和8年3月1日	通所リハビリテーション

令和8年4月21日 神戸市公報第3959号

2870703804	介護老人保健施設コスモス苑	兵庫県神戸市須磨区妙法寺字荒打308-1	一般財団法人神戸マリーナーズ厚生会	兵庫県神戸市中央区中山手通7-3-18	令和8年3月1日	訪問リハビリテーション
2870703812	ケアステーションきらら板宿	兵庫県神戸市須磨区寺田町1-1-16 フェニックスビル2階	スターツケアサービス株式会社	東京都江東区木場五丁目8番40号	令和8年3月1日	訪問介護
2875004513	介護付き有料老人ホームおもいやり	兵庫県神戸市北区有野町唐櫃29-6	医療法人社団医啓会	兵庫県神戸市北区有野台二丁目1番地の13	令和8年3月1日	介護予防特定施設入居者生活介護
2875004513	介護付き有料老人ホームおもいやり	兵庫県神戸市北区有野町唐櫃29-6	医療法人社団医啓会	兵庫県神戸市北区有野台二丁目1番地の13	令和8年3月1日	特定施設入居者生活介護
2875104701	One Care	兵庫県神戸市中央区宮本通4丁目6-10 エス・テラス三ノ宮イースト102	株式会社One Care	兵庫県神戸市須磨区道正台1-1-1-1211	令和8年3月1日	訪問介護
2875205615	まごころヘルパーステーション	兵庫県神戸市西区伊川谷町有瀬1152-10	合同会社夢	兵庫県神戸市西区伊川谷町有瀬1152番地の10	令和8年3月1日	訪問介護

令和8年4月21日 神戸市公報第3959号

神戸市告示第54号

次の事業者について、介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項及び第82条第2項並びに第115条の5第2項の規定に基づいて事業を廃止する旨の届出があったため、同法第78条第2号及び第85条第2号並びに第115条の10第2号の規定により告示する。

令和8年4月21日

神戸市長 久元喜造

介護保険事業所番号	事業所名称	事業所所在地	申請者法人名	申請者所在地	廃止年月日	サービス種類
2865190660	合同会社 ACT	兵庫県神戸市中央区生田町4-3-1-101	アクト訪問看護ステーション	兵庫県神戸市中央区生田町4-3-1-101	令和8年2月5日	介護予防訪問看護
2865190660	合同会社 ACT	兵庫県神戸市中央区生田町4-3-1-101	アクト訪問看護ステーション	兵庫県神戸市中央区生田町4-3-1-101	令和8年2月5日	訪問看護
2870103104	lien tama 株式会社	兵庫県神戸市東灘区御影塚町二丁目13番4号	ふれあい介護センター東灘	兵庫県神戸市東灘区御影塚町2丁目13-4 御影サンシャイン3F 3A号室	令和8年2月8日	訪問介護
2865090639	桜とさくら 株式会社	兵庫県神戸市北区山田町小部向井谷20番	訪問看護ステーション桜とさくら	兵庫県神戸市北区山田町小部向井谷20番	令和8年2月10日	介護予防訪問看護

2865090639	桜とさくら株式会社	兵庫県神戸市北区山田町小部向井谷 20 番	訪問看護ステーション桜とさくら	兵庫県神戸市北区山田町小部向井谷 20 番	令和 8 年 2 月 10 日	訪問看護
2850780020	医療法人社団つかさ会	兵庫県神戸市須磨区妙法寺字荒打 308- 1	介護老人保健施設コスモス苑	兵庫県神戸市須磨区妙法寺字荒打 308- 1	令和 8 年 2 月 28 日	介護予防短期入所療養介護
2850780020	医療法人社団つかさ会	兵庫県神戸市須磨区妙法寺字荒打 308- 1	介護老人保健施設コスモス苑	兵庫県神戸市須磨区妙法寺字荒打 308- 1	令和 8 年 2 月 28 日	介護予防通所リハビリテーション
2850780020	医療法人社団つかさ会	兵庫県神戸市須磨区妙法寺字荒打 308- 1	介護老人保健施設コスモス苑	兵庫県神戸市須磨区妙法寺字荒打 308- 1	令和 8 年 2 月 28 日	介護予防訪問リハビリテーション
2850780020	医療法人社団つかさ会	兵庫県神戸市須磨区妙法寺字荒打 308- 1	介護老人保健施設コスモス苑	兵庫県神戸市須磨区妙法寺字荒打 308- 1	令和 8 年 2 月 28 日	短期入所療養介護
2850780020	医療法人社団つかさ会	兵庫県神戸市須磨区妙法寺字荒打 308- 1	介護老人保健施設コスモス苑	兵庫県神戸市須磨区妙法寺字荒打 308- 1	令和 8 年 2 月 28 日	通所リハビリテーション
2850780020	医療法人社団つかさ会	兵庫県神戸市須磨区妙法寺字荒打 308- 1	介護老人保健施設コスモス苑	兵庫県神戸市須磨区妙法寺字荒打 308- 1	令和 8 年 2 月 28 日	訪問リハビリテーション

2865090522	株式会社エナジー	兵庫県神戸市北区筑紫が丘7-10-9	エナジーグループ・ハイテック神戸訪問看護サービス	兵庫県神戸市北区筑紫が丘7-10-9	令和8年2月28日	訪問看護
2870103492	HITOW Aケアサービス株式会社	東京都港区港南2丁目15番3号	イリーゼ神戸青木	兵庫県神戸市東灘区青木2丁目4番26号	令和8年2月28日	介護予防特定施設入居者生活介護
2870103492	HITOW Aケアサービス株式会社	東京都港区港南2丁目15番3号	イリーゼ神戸青木	兵庫県神戸市東灘区青木2丁目4番26号	令和8年2月28日	特定施設入居者生活介護
2870202922	HITOW Aケアサービス株式会社	東京都港区港南2丁目15番3号	イリーゼ神戸六甲	兵庫県神戸市灘区篠原本町4丁目6番3号	令和8年2月28日	介護予防特定施設入居者生活介護
2870202922	HITOW Aケアサービス株式会社	東京都港区港南2丁目15番3号	イリーゼ神戸六甲	兵庫県神戸市灘区篠原本町4丁目6番3号	令和8年2月28日	特定施設入居者生活介護
2870700115	医療法人社団つかさ会	兵庫県神戸市須磨区妙法寺荒打308番地の1	つかさ在宅ケアセンター	兵庫県神戸市須磨区妙法寺字荒打308番地の1	令和8年2月28日	居宅介護支援
2875003143	医療法人社団医啓会	兵庫県神戸市北区有野台二丁目1番地の13	おもいやり	兵庫県神戸市北区有野町唐櫃29-6	令和8年2月28日	居宅介護支援

2875003143	医療法人社 団医啓会	兵庫県神戸 市北区有野 台二丁目1 番地の13	おもいやり	兵庫県神戸 市北区有野 町唐櫃29- 6	令和8年2 月28日	訪問介護
------------	---------------	----------------------------------	-------	-------------------------------	---------------	------

神戸市告示第55号

次の事業者について、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45の5第1項の事業者の指定をしたので、神戸市介護予防訪問サービス・生活支援訪問サービス・介護予防通所サービス事業者の指定に関する要綱第10条第1号の規定により告示する。

令和8年4月21日

神戸市長 久元喜造

介護保険事業所番号	事業所等の名称	事業所の所在地	指定申請者の名称	指定申請者の所在地	指定年月日	サービス種類
2870203417	みのりケアステーション	兵庫県神戸市灘区神前町1-2-21-101	合同会社トゥルーライズ	兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通四丁目3番8-706号	令和8年3月1日	介護予防訪問サービス
2870504293	介護ステーションシェルメール	兵庫県神戸市兵庫区大開通二丁目3-6メゾンユニバール202	株式会社COMPASS	兵庫県神戸市兵庫区大開通二丁目3-6メゾンユニバール202	令和8年3月1日	介護予防訪問サービス
2870504293	介護ステーションシェルメール	兵庫県神戸市兵庫区大開通二丁目3-6メゾンユニバール202	株式会社COMPASS	兵庫県神戸市兵庫区大開通二丁目3-6メゾンユニバール202	令和8年3月1日	生活支援訪問サービス
2870504301	ベストバディ	兵庫県神戸市兵庫区荒田町2丁目15番15号-203号室	合同会社ベストバディ	兵庫県神戸市垂水区塩屋北町2丁目10番8号	令和8年3月1日	介護予防訪問サービス
2870504301	ベストバディ	兵庫県神戸市兵庫区荒田町2丁目15番15号-203号室	合同会社ベストバディ	兵庫県神戸市垂水区塩屋北町2丁目10番8号	令和8年3月1日	生活支援訪問サービス

2870703812	ケアステーションきらら板宿	兵庫県神戸市須磨区寺田町1-1-16 フェニックスビル2階	スタートケアサービス株式会社	東京都江東区木場五丁目8番40号	令和8年3月1日	介護予防訪問サービス
2875205615	まごころヘルパーステーション	兵庫県神戸市西区伊川谷町有瀬1152-10	合同会社夢	兵庫県神戸市西区伊川谷町有瀬1152番地の10	令和8年3月1日	介護予防訪問サービス
2875205615	まごころヘルパーステーション	兵庫県神戸市西区伊川谷町有瀬1152-10	合同会社夢	兵庫県神戸市西区伊川谷町有瀬1152番地の10	令和8年3月1日	生活支援訪問サービス

神戸市告示第56号

次の事業者について、介護保険法施行規則第140条の62の3第2項第4号の規定に基づいて事業を廃止する旨の届出があったため、神戸市介護予防訪問サービス・生活支援訪問サービス・介護予防通所サービス事業者の指定に関する要綱第10条第2号の規定により告示する。

令和8年4月21日

神戸市長 久元喜造

介護保険事業所番号	事業所名称	事業所所在地	申請者法人名	申請者所在地	廃止年月日	サービス種類
2870103104	lien tama 株式会社	兵庫県神戸市東灘区御影塚町二丁目13番4号	ふれあい介護センター 東灘	兵庫県神戸市東灘区御影塚町2丁目13-4 御影サンシャイン3F 3A号室	令和8年2月8日	介護予防訪問サービス
2870103104	lien tama 株式会社	兵庫県神戸市東灘区御影塚町二丁目13番4号	ふれあい介護センター 東灘	兵庫県神戸市東灘区御影塚町2丁目13-4 御影サンシャイン3F 3A号室	令和8年2月8日	生活支援訪問サービス
2875001634	有限会社陽だまり	兵庫県神戸市北区有野町有野 2073-42	デイサービスセンター ひだまり	兵庫県神戸市北区有野町有野 2073-42	令和8年2月19日	介護予防通所サービス
2895100143	株式会社神緑苑	兵庫県神戸市中央区籠池通1丁目2番18号	デイサービス すいれん	兵庫県神戸市中央区籠池通1丁目2番18号	令和8年2月28日	介護予防通所サービス

神戸市告示第57号

次の事業者について、介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項及び第54条の2第1項本文の事業者の指定をしたので、同法第78条の11及び第115条の20の規定により告示する。

令和8年4月21日

神戸市長 久元喜造

介護保険事業所番号	事業所等の名称	事業所の所在地	指定申請者の名称	指定申請者の所在地	指定年月日	サービス種類
2890200286	看護小規模多機能COCOグレンジュ六甲	兵庫県神戸市灘区六甲町4丁目2-21	株式会社EM TOWN	大阪府大阪市淀川区宮原1丁目6番1号	令和8年3月1日	複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）
2890500321	スマイル新開地定期巡回随時対応型訪問介護看護	兵庫県神戸市兵庫区湊町2丁目4-15 リトルサンマリン201	社会福祉法人博愛福祉会	兵庫県加古川市平岡町新在家2333-2	令和8年3月1日	定期巡回・随時対応型訪問介護看護
2890700475	スマイル鷹取定期巡回随時対応型訪問介護看護	兵庫県神戸市須磨区千歳町4丁目1-12 S Kビル201	社会福祉法人博愛福祉会	兵庫県加古川市平岡町新在家2333-2	令和8年3月1日	定期巡回・随時対応型訪問介護看護
2890700483	スマイル白川台定期巡回随時対応型訪問介護看護	兵庫県神戸市須磨区白川台1丁目36番地の1 光山ビル101号	社会福祉法人博愛福祉会	兵庫県加古川市平岡町新在家2333-2	令和8年3月1日	定期巡回・随時対応型訪問介護看護

令和8年4月21日 神戸市公報第3959号

2890800812	地域密着型 小規模通所 ソラーレ	兵庫県神 戸市垂水 区名谷町 464-2	株式会社ク オリア	兵庫県神戸 市中央区旭 通二丁目 10番18号	令和8年3 月1日	地域密着型 通所介護
2895100234	スマイル春 日野道定期 巡回随時対 応型訪問介 護看護	兵庫県神 戸市中央 区日暮通 2丁目4 -18 2F	社会福祉法 人博愛福祉 会	兵庫県加古 川市平岡町 新在家 2333-2	令和8年3 月1日	定期巡回・ 随時対応型 訪問介護看 護

神戸市告示第58号

次の事業者について、介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項及び第115条の15第2項の規定に基づいて事業を廃止する旨の届出があったため、同法第78条の11第2号及び第115条の20第2号の規定により告示する。

令和8年4月21日

神戸市長 久 元 喜 造

介護保険事業所番号	事業所名称	事業所所在地	申請者法人名	申請者所在地	廃止年月日	サービス種類
2875001634	有限会社陽だまり	兵庫県神戸市北区有野町有野 2073-42	デイサービスセンターひだまり	兵庫県神戸市北区有野町有野 2073-42	令和8年2月19日	地域密着型通所介護
2895100143	株式会社神緑苑	兵庫県神戸市中央区籠池通1丁目2番18号	デイサービス すいれん	兵庫県神戸市中央区籠池通1丁目2番18号	令和8年2月28日	地域密着型通所介護

令和8年4月21日 神戸市公報第3959号

神戸市告示第59号

次の施設について、介護保険法（平成9年法律第123号）第94条第1項の許可をしたので、同法第104条の2第1号の規定により告示する。

令和8年4月21日

神戸市長 久元喜造

介護保険事業所番号	事業所等の名称	事業所の所在地	指定申請者の名称	指定申請者の所在地	許可年月日	サービス種類
2850780087	介護老人保健施設コスモス苑	兵庫県神戸市須磨区妙法寺字荒打308-1	一般財団法人神戸マリーナーズ厚生会	兵庫県神戸市中央区中山手通7-3-18	令和8年3月1日	介護老人保健施設

令和8年4月21日 神戸市公報第3959号

神戸市告示第60号

次の事業者について、介護保険法（平成9年法律第123号）第99条第2項の規定に基づいて事業を廃止する旨の届出があったため、同法第104条の2第2号の規定により告示する。

令和8年4月21日

神戸市長 久元喜造

介護保険事業所番号	事業所名称	事業所所在地	申請者法人名	申請者所在地	廃止年月日	サービス種類
2850780020	医療法人社団つかさ会	兵庫県神戸市須磨区妙法寺字荒打308-1	介護老人保健施設コスモス苑	兵庫県神戸市須磨区妙法寺字荒打308-1	令和8年2月28日	介護老人保健施設

神戸市告示第61号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定により、深江浜公園、瀬戸公園、住吉公園、魚崎浜公園、住吉浜公園、大和公園、大倉山公園、遠矢浜公園、名谷公園、神戸総合運動公園(球技場及びテニスコートに限る)、本多聞南公園、舞子東海浜緑地、垂水健康公園、桜が丘中央公園、糀台公園及び高塚公園の有料公園施設使用料の徴収業務について、次のとおり指定公金事務取扱者を指定のうえ、徴収業務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年4月21日

神戸市長 久 元 喜 造

1 受託者

神戸市須磨区緑台

公益財団法人神戸市公園緑化協会

理事長 鍵本 敦

2 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

神戸市告示第62号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、神戸総合運動公園サブ球場使用料の徴収業務について、次のとおり指定公金事務取扱者を指定のうえ、徴収業務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年4月21日

神戸市長 久 元 喜 造

1 受託者

大阪市西区千代崎3丁目北2番30号

オリックス野球クラブ株式会社

代表取締役社長 馬殿 太郎

2 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

神戸市告示第63号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、苔谷公園の有料公園施設使用料の徴収業務について、次のとおり指定公金事務取扱者を指定のうえ、徴収業務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年4月21日

神戸市長 久 元 喜 造

1 受託者

神戸市垂水区舞子台4丁目1番1号
苔谷公園コミュニティセンター管理運営委員会
委員長 伊藤 美知子

2 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

神戸市告示第64号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第11条第2項（同条例第12条第2項において準用する場合を含む。）の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和8年4月21日

神戸市長 久元喜造

1 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、及び保管した自転車等の台数、撤去し、保管した年月日並びに問い合わせ先別表のとおり

2 保管期間

この告示の日から1月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）

3 返還事務を行う時間

垂水自転車保管所

ア 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで

イ 土曜日 午後1時から午後5時まで

4 返還を受けるために必要な事項

自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。

5 その他

この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去し、及び保管した自転車等の台数	撤去し、及び保管した年月日	問い合わせ先
垂水区西舞子8丁目20番19号 垂水保管所	垂水駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台	令和8年3月2日	垂水区福田5丁目6番20号 建設局垂水建設事務所 電話707-0234
	垂水区管内長期放置放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台		
	垂水駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 6台 原動機付自転車 0台	令和8年3月11日	
	垂水駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 4台 原動機付自転車 1台	令和8年3月23日	
	垂水駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 0台	令和8年3月27日	
	舞子駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 0台		
	垂水区管内長期放置放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台		
	垂水区管内長期放置	自転車 9台 原動機付自転車 0台		

神戸市告示第65号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第11条、第12条第2項、第23条の2及び第23の3の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和8年4月21日

神戸市長 久元喜造

- 1 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去及び保管した自転車等の台数、撤去及び保管した年月日並びに問い合わせ先別表のとおり。
- 2 保管期間
この告示の日から1月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）
- 3 返還事務を行う時間
 - (1) 西部保管所・西代保管所
 - ア 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで。
 - イ 土曜日 午後1時から午後5時まで。
 - (2) 名谷保管所
 - ア 火曜日・木曜日 午後3時から午後7時まで。
（ただし、即時撤去日より7日間は(1)と同様の運用とする。）
 - イ 土曜日 午後1時から午後5時まで。
- 4 返還を受けるために必要な事項
自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。
- 5 その他
この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去及び保管した自転車等の台数	撤去及び保管した年月日	問い合わせ先
長田区御屋敷通2丁目6番西部保管所	鷹取(南・北)・西代駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 3台 原動機付自転車 0台	令和8年3月3日	神戸市須磨区妙法寺字ヌメリ石1番地の1建設局西部建設事務所 電話742-2468
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 11台 原動機付自転車 0台		
長田区西代通1丁目1番西代保管所	高速長田駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 8台 原動機付自転車 0台	令和8年3月10日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 13台 原動機付自転車 0台		
長田区御屋敷通2丁目6番西部保管所	新長田駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 14台 原動機付自転車 0台	令和8年3月11日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 14台 原動機付自転車 0台		
長田区御屋敷通2丁目6番西部保管所	新長田駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 17台 原動機付自転車 0台	令和8年3月17日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 0台 原動機付自転車 0台		
長田区西代通1丁目1番西代保管所	高速長田駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 13台 原動機付自転車 0台	令和8年3月18日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 0台 原動機付自転車 0台		
長田区御屋敷通2丁目6番西部保管所	新長田駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 18台 原動機付自転車 0台	令和8年3月21日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 0台 原動機付自転車 0台		
長田区西代通1丁目1番西代保管所	板宿駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 13台 原動機付自転車 0台	令和8年3月24日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 11台 原動機付自転車 3台		
長田区御屋敷通2丁目6番西部保管所	新長田駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 13台 原動機付自転車 0台	令和8年3月26日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 10台 原動機付自転車 0台		
長田区西代通1丁目1番西代保管所	高速長田駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 19台 原動機付自転車 0台	令和8年3月27日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 17台 原動機付自転車 0台		

自転車 194台
原動機付自転車 3台

神戸市告示第66号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和8年4月22日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和8年5月5日まで一般の縦覧に供する。

令和8年4月21日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の種類	路線名	区 間	新旧別	延長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市道	西垂水123号線	神戸市垂水区霞ヶ丘5丁目 1584番43地先から 神戸市垂水区霞ヶ丘5丁目 1584番43地先まで	新	17.00	最大 4.50 最小 4.30
			旧	17.00	最大 1.80 最小 1.60
市道	西垂水129号線	神戸市垂水区霞ヶ丘5丁目 1584番2地先から 神戸市垂水区霞ヶ丘5丁目 1584番36地先まで	新	16.00	最大 5.10 最小 5.00
			旧	16.00	最大 4.10 最小 4.00

神戸市告示第67号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和8年4月22日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和8年5月5日まで一般の縦覧に供する。

令和8年4月21日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の種類	路線名	区 間	新旧別	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市道	長田方面第 162-1号線	神戸市長田区池田上町22番 7地先から	新	15.00	最大 10.20 最小 4.60
		神戸市長田区池田上町22番 5地先まで	旧	15.00	最大 5.40 最小 4.00

神戸市告示第68号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、公金の徴収に関する事務を委託したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和8年4月21日

神戸市長 久元喜造

1 業務名及び受託者

業務名	受託者
神戸市神鉄シニア利用促進パスに関する販売業務	神戸市兵庫区新開地1丁目3番24号 神戸電鉄株式会社 代表取締役社長 井波 洋

2 受託者に委託した徴収の事務に係る歳入

手数料

3 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

神戸市告示第69号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、公金の徴収に関する事務を委託したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和8年4月21日

神戸市長 久元喜造

1 業務名及び受託者

業務名	受託者
令和8年度 神戸市神鉄シニア利用促進パス販売等委託業務	神戸市兵庫区荒田町1丁目20番2号 神鉄観光株式会社 取締役社長 川添 誠二

2 受託者に委託した徴収の事務に係る歳入

手数料

3 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

神戸市告示第70号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、公金の徴収に関する事務を委託したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和8年4月21日

神戸市長 久 元 喜 造

1 業務名及び受託者

業務名	受託者
令和8年度 神戸市神鉄シニア利用 促進パス“神鉄シーパスワンplus” 阪神電車サービスセンターにおける 販売委託業務	大阪市福島区海老江1丁目1番31号 株式会社阪神ステーションネット 代表取締役社長 村田 豊喜

2 受託者に委託した徴収の事務に係る歳入

手数料

3 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

神戸市告示第71号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、公金の徴収に関する事務を委託したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和8年4月21日

神戸市長 久 元 喜 造

1 業務名及び受託者

業務名	受託者
令和8年度 神戸市神鉄シニア利用促進パス “神鉄シーパスワン北神” 神戸市営地下鉄三 宮駅定期券発売所における販売委託業務	姫路市北条口1丁目17番地 神姫バス株式会社 代表取締役社長 長尾 真

2 受託者に委託した徴収の事務に係る歳入

手数料

3 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

神戸市公告

都市公園を設置するので、神戸市都市公園条例（昭和33年3月条例第54号）第3条の規定により、次のとおり公告します。

令和8年4月21日

神戸市長 久元喜造

1 設置する都市公園

(1)名称、位置及び区域

名 称	位 置	区 域	備 考
三番町二丁目 希望公園	神戸市長田区三番町 2丁目	神戸市建設局公園部管理課 備付けの図面のとおり	設 置

(2)供用開始の年月日

令和8年4月21日

神戸市公告

次の開発区域（工区）の全部について開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告します。

令和8年4月21日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
神戸市長田区萩乃町2丁目40番
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都武蔵野市境2丁目2番2号
株式会社飯田産業
代表取締役 築地 重彦
- 3 許可番号
令和7年9月11日 第8260号

神戸市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第72条第1項の規定により、次のとおり公開による意見の聴取を行いますので、関係人で御意見のある方は、御参集ください。

令和8年4月21日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 建築協定の名称
舞多聞東3丁目地区建築協定
- 2 建築協定区域の位置
神戸市垂水区舞多聞東3丁目2番1号 他
- 3 公開による意見の聴取の開催日時
令和8年5月20日（水）
10時00分から10時30分まで
- 4 公開による意見の聴取の場所
神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号
三宮国際ビル6階
建築住宅局602会議室
- 5 連絡先
神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号
神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課
電話（078）595-6555

神戸市中央区公告

次の臨時運行許可番号標（以下、「番号標」という。）が失効したので、神戸市自動車臨時運行許可規則（昭和28年3月規則第14号）第5条第3項の規定により公告します。

令和8年4月21日

神戸市中央区長 小林 令伊子

1 失効した番号標

番号標に記載された番号	失効年月日
神戸36-81神戸	令和8年4月21日

神戸市水道局会計規程及び水道局副局長等専決規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和8年4月21日

神戸市水道事業管理者 坂 田 昭 典

神戸市水道管理規程第1号

神戸市水道局会計規程及び水道局副局長等専決規程の一部を改正する規程
(神戸市水道局会計規程の一部改正)

第1条 神戸市水道局会計規程(昭和39年4月水道管理規程第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(賠償責任を負う職員の指定)</p> <p>第10条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。) <u>第243条の2の9</u>第1項後段の規定により賠償責任を負わなければならない職員は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 自治法 <u>第243条の2の9</u>第1項第1号から第3号までに掲げる行為 当該行為について、専決、決定</p>	<p>(賠償責任を負う職員の指定)</p> <p>第10条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。) <u>第243条の2の8</u>第1項後段の規定により賠償責任を負わなければならない職員は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 自治法 <u>第243条の2の8</u>第1項第1号から第3号までに掲げる行為 当該行為について、専決、決定</p>

<p>又は代行決裁を行っている職員</p> <p>(2) 自治法第243条の2の9第1項第4号に掲げる行為 当該行為を行うことを命ぜられた若しくは指定された職員</p> <p>(資金前渡)</p> <p>第52条 次の各号に掲げる経費については、現金支払をさせるため、その資金を前渡金管理者に前渡することができる。</p> <p>(1)～(15) [略]</p> <p><u>(16) 指定金融機関及び指定代理金融機関で取り扱うことができない払込書を用いて支払う経費</u></p> <p><u>(17)</u> [略]</p> <p>2～7 [略]</p>	<p>又は代行決裁を行っている職員</p> <p>(2) 自治法第243条の2の8第1項第4号に掲げる行為 当該行為を行うことを命ぜられた若しくは指定された職員</p> <p>(資金前渡)</p> <p>第52条 次の各号に掲げる経費については、現金支払をさせるため、その資金を前渡金管理者に前渡することができる。</p> <p>(1)～(15) [略]</p> <p><u>(16)</u> [略]</p> <p>2～7 [略]</p>
---	---

(水道局副局長等専決規程の一部改正)

第2条 水道局副局長等専決規程（昭和35年7月水道管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
-----	-----

<p>(副局長等の専決事項)</p> <p>第2条 副局長等の専決事項は、別表第1から別表第3までに定めるとおりとする。ただし、<u>次の各号のいずれかに該当するものは、その内容及び性質に応じ、水道事業管理者（以下「管理者」という。）その他専決する者より上位の職にある者の決裁を受けるものとする。</u></p> <p>(1) <u>内容が異例であり、又は重要な先例になると認められる事項</u></p> <p>(2) <u>内容に疑義があり、又は現に紛議を生じ、若しくは生ずるおそれがあると認められる事項</u></p> <p>2 <u>別表第3の規定にかかわらず、軽微な照会、回答、通知、届出、申請、申告、報告、進達、通達、副申、諸証明等に関する事項は、所管事務に従事する職員のうち下位の者に専決させることができる。</u></p>	<p>(副局長等の専決事項)</p> <p>第2条 副局長等の専決事項は、別表第1から別表第3までに定めるとおりとする。ただし、<u>異例若しくは重要と認められるもの又は規程の解釈上疑義があるものについては、水道事業管理者（以下「管理者」という。）の決裁を受けなければならない。</u></p>
--	---

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

2 項第 2 号
に規定する
職務の級で
8 級に格付
けする必要
がある場合
について
は、経営企
画課課長
(業務改革
担当)に合
議

より作成した旅行に支も旅
し命令書に支も及び旅
命づき支も及び旅
基給するも及び旅
の及及び旅
費規則第
6 条第 3
項に規定
する契約
に係る請
求書に基
づき、旅費
規程にお
いて準用
する旅費
条例(昭和
27年 7 月
条例第 45
号)第 2 条
第 9 号に
規定する
旅行役務
提供者に
支給する
ものにつ
いて適用
する。

企画課課長
(業務改革担
当)に合議

より作成した旅行に支も旅
し命令書に支も及び旅
命づき支も及び旅
基給するも及び旅
の及及び旅
戸市水道
局企業職
員の旅費
に関する
規程(令和
8 年 3 月
水道管理
規程第 13
号。以下
「旅費規
程」とい
う。)にお
いて準用
する旅費
条例施行
規則(昭和
27年 7 月
規則第 76
号)第 6 条
第 3 項に
規定する
契約に係
る請求書
に基づき、

事業所長を含む)	2 [略] 3 公文書の公開に係る <u>重要でない</u> 事項に関すること。 4 個人情報情報の開示、訂正、削除その他個人情報情報の保護に係る <u>重要でない</u> 事項に関すること。 5 [略]	2 <u>軽易又は定例な証明に関する</u> こと。 3 [略] 4 公文書の公開に係る <u>軽易な</u> 事項に関すること。 5 個人情報情報の開示、訂正、削除その他個人情報情報の保護に係る <u>軽易な</u> 事項に関すること。 6 [略]
[略] 係長共通	[略] 1 軽易かつ定例な照会、回答、通知、届出、申請、申告、報告、進達、副申、通達、 <u>諸証明</u> 等に関すること。	[略] 1 軽易かつ定例な照会、回答、通知、届出、申請、申告、報告、進達、副申、通達等に関すること。
(注) [略]		(注) [略]

附 則

この管理規程は、公布の日から施行する。ただし、第1条中神戸市水道局会計規程第10条の改正規定は、令和8年9月24日から施行する。

神戸市市税事務所告示第3号

神戸市市税条例（昭和25年8月条例第199号）第23条の2第1項第3号の規定に基づき、個人の市民税の控除の対象となる寄附金に係る団体を指定したので、次のとおり告示する。

令和8年4月21日

神戸市市税事務所長 野崎 重和

指定番号	指定年月日 (対象となる寄附金)	名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
20260001	令和8年4月9日 (令和7年12月22日から令和12年12月21日までに支出された寄附金)	特定非営利活動法人ローンボウルズ日本 理事長 小山 潤 神戸市西区桜が丘東町2丁目5番地の10

神戸市市税事務所告示第4号

神戸市市税条例（昭和25年8月条例第199号）第23条の2第1項第3号の規定に基づき、個人の市民税の控除の対象となる寄附金に係る団体を指定したので、次のとおり告示する。

令和8年4月21日

神戸市市税事務所長 野崎 重和

指定番号	指定年月日 (対象となる寄附金)	名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
20260002	令和8年4月9日 (令和8年2月10日から令和13年2月9日までに支出された寄附金)	特定非営利活動法人D u l l B o i A c a d e m y 理事長 金井 祐真 神戸市東灘区御影2丁目5番10号